

クリーンセンターモニタリング 支援業務委託報告書

令和 7 年 3 月

受託者（日本工営株式会社）

刈谷知立環境組合

第1章 総 則

1.1 目 的

本業務は、「包括的運営管理業務委託の受託者」（以下、「運営事業者」という。）による業務について、「第2期包括的運営管理業務委託に係る要求水準書・委託業務契約書・運営事業者からの提案書」（以下、「要求水準書等」という。）に定める要件を満たし、適正かつ円滑に施設の運営が実施されているかを確認するために行うものである。また、技術的・客観的な視点から運営状況の評価を行うべく、学識経験を有する者（大学教授）等を含めた第三者機関によるモニタリングを実施し、貴組合に対して必要な助言・コンサルタントを行うことを目的とする。

1.2 委託業務名

クリーンセンターモニタリング支援業務

1.3 委託業務場所

愛知県刈谷市半城土町東田 46 番地

1.4 対象期間及び確認日

対象期間	確認日	確認内容
第1四半期 (令和6年4月～6月)	令和6年7月12日	施設運営状況モニタリング
第2四半期 (令和6年7月～9月)	令和6年10月10日	
第3四半期 (令和6年10月～12月)	令和7年1月17日	
第4四半期 (令和7年1月～3月)	令和7年3月17日	

※財務モニタリング 令和7年2月

1.5 業務内容

本業務では、運営事業者から毎月提出される月次業務報告書、環境測定結果報告書、四半期ごとに提出される四半期業務実績報告書、現地調査および定例会でのヒアリングを基に、要求水準書の記載内容を満たしているかについて、以下に示す項目の確認・評価等を実施した。また、これらのモニタリングを通じて運営上の課題となる事案が確認された場合、その改善方法について助言等の支援を行う。なお、本業務は「モニタリングに関するガイドライン」（平成30年10月23日 内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室））を参考として実施する。

- ① ごみ受入・処理状況の確認
- ② ごみ質の確認
- ③ 各種用役の使用量等の確認

- ④ 発電、売電実績の確認
- ⑤ 点検、補修、更新状況の確認
- ⑥ 安全衛生、緊急連絡等の体制の確認
- ⑦ 安全教育、避難訓練等の実施状況の確認
- ⑧ 火災等の事故記録の確認
- ⑨ 緊急対応マニュアル等の災害対策（新型コロナウイルス対策を含む）に係る実施状況の確認
- ⑩ 各設備の不具合発生時に係る対応状況の確認
- ⑪ 環境測定結果の確認
- ⑫ プラント施設の稼働状況の確認
- ⑬ 建築物及び建築設備（機械設備、電気設備）の稼働状況、維持管理状況の確認

第2章 モニタリング結果

運営モニタリング実施結果より、要求水準書・運營業務委託で定められた水準が全ての項目で達成されていることを確認した。

運営モニタリング（第1四半期～第4四半期）の実施結果を以下に示す。

なお、財務モニタリングは、調査時において公表されたものにて確認した。

2.1 運営モニタリング実施結果一覧（総括）

モニタリング実施結果判定一覧 凡例

- ：整備運営事業の要求水準書・運營業務委託で定められた水準が達成されている。
- △：整備運営事業の要求水準書・運營業務委託で定められた水準が達成されていない事項があり、一部是正処置及び減額処理が必要なもの。
- ×：整備運営事業の要求水準書・運營業務委託で定められた水準が達成されていない。

区間（対象期間）	モニタリング実施内容	モニタリング実施結果判定
第1四半期 （令和6年4月～6月）	施設運営状況モニタリング	○
第2四半期 （令和6年7月～9月）	施設運営状況モニタリング	○
第3四半期 （令和6年10月～12月）	施設運営状況モニタリング	○
第4四半期 （令和7年1月～3月）	施設運営状況モニタリング	○

区間（対象期間）	モニタリング実施内容	モニタリング実施結果判定
第19期 （令和5年1月～12月）	財務モニタリング	○

2.2 運営モニタリング実施結果一覧（各 四半期毎、業務毎）

実施結果一覧 凡例

- ：整備運営事業の要求水準書・運営業務委託で定められた水準が達成されている。
 ×：整備運営事業の要求水準書・運営業務委託で定められた水準が達成されていない。
 （水準未達による是正及び減額事項あり）

① 財務モニタリング結果

業務内容	第1四半期～第4四半期
① 運営状況モニタリング	○
② 財務モニタリング	

② 施設運営状況モニタリング結果（運転管理業務）

番号	業務内容	第1	第2	第3	第4	備考
1	ごみ処理状況	○	○	○	○	定格処理能力（97 t/日・炉）に対する処理率は、概ね 74～87 %で推移しており（焼却炉の立上げ時・立下げ時等は除く）、概ね、月間操炉計画どおりの運転がなされ、問題なく処理されている。
2	ごみ質	○	○	○	○	ごみ質測定結果による低位発熱量の平均値は 10,307 kJ/kg で計画ごみ質の基準範囲内であり、問題ない状況である。
3	各種用役（ユーティリティ）（電力、燃料、用水等）	○	○	○	○	令和6年度における電力・燃料（都市ガス）・用水（上水）の月別使用量（原単位）はいずれも過年度と比較して同程度であり、異常は認められない。
4	各種薬剤	○	○	○	○	令和6年度における薬剤の月別使用量（原単位）はいずれも運営事業者が定めた原単位管理値の範囲内であり、薬剤の使用は適正に管理されている。
5	灰処理物等搬出量	○	○	○	○	灰処理物の搬出量は、ごみ搬入量の影響で増減はあるものの、概ね昨年度と同程度であり、異常は認められない。

6	公害防止条件等の各基準値への適合性の確認・評価	○	○	○	○	令和6年度に実施した環境測定及び熱しゃく減量測定結果は、要求水準書に定められた検査頻度及び各基準値を満足している。
7	その他 ① 発電、売電実績の確認 ② 点検、補修、更新状況の確認 ③ 安全衛生、緊急連絡等の体制の確認 ④ 安全教育、避難訓練等の実施状況の確認 ⑤ 火災等の事故記録の確認 ⑥ 緊急対応マニュアル等の災害対策（新型コロナウイルス対策を含む）に係る実施状況の確認 ⑦ 各設備の不具合発生時に係る対応状況の確認 ⑧ プラント施設の稼働状況の確認 ⑨ 建築物及び建築設備（機械設備、電気設備）の稼働状況、維持管理状況の確認	○	○	○	○	委託業務契約の内容のとおり、実施している。

2.3 現地確認結果

四半期に一度、現地確認を実施した。現地確認では、事前に運営事業者から受領した各図書の内容を確認し、運営事業者の確認が必要な内容を確認メモとして取りまとめ、現地調査当日にヒアリング等を行った。その結果、施設の運営管理は適切に実施されていることが確認できた。

2.4 モニタリング実施体制の確認

組合および運営事業者のモニタリング実施体制について、書類調査を通じて確認した。

表 2.1 モニタリング実施体制

組合	モニタリングマニュアル
運営事業者	セルフモニタリング

2.5 学識経験を有する者（大学教授）による確認結果

当該分野に係る学識経験を有する大学教授に本モニタリングの支援を依頼し、事業内容、運営業務内容について理解を得た後現地調査をすることにより、施設の維持管理業務及び運営業務の実施状況の確認がなされた。第三者としての公正・中立な立場から御意見をいただき、総じて適切に実施されていると評価が得られた。

第3章 まとめ

本施設は、2炉同時稼働を基本としたごみ処理を実施しており、ごみの搬入量が減っている等の影響で、定格処理能力に対する処理率が概ね74～87%で推移している状況である。

令和6年度においては、計画外の大規模な補修は実施されておらず、施設は適切に維持管理されているものと判断できた。

現地調査時のヒアリング、書類調査及び施設状況調査の結果、定期補修整備報告書や事故・災害報告書等の各書類は適切に記録・保管されており、補修工事のスケジュール管理、履歴管理及び安全管理も適切に行われていることが評価できる。

運営モニタリングは、その全てを管理者等が自ら行う必要はなく、選定事業者（セルフモニタリング）、専門機関等、その内容に応じてモニタリングの体制を構築し、適切な役割分担のもとに行うことが望ましいとされている。組合は自らが定めたモニタリングマニュアルに基づきモニタリングを行い、運営事業者は複層的なセルフモニタリングを行っており、本業務では、その結果を月次業務報告書や定例会にて報告されていることを確認した。さらに本業務では、学識経験を有する大学教授による支援を得つつ、組合によるモニタリングを踏まえた情報共有と意見交換などを重ねながら実施したものである。

本業務を通じて、本施設は適切に運営されているものと判断された。引き続き、組合と運営事業者が協力して安定的にごみ処理を行えるよう心掛けていく必要があり、今後も適切なタイミングで専門的知見を有した外部機関によるモニタリングを併せて実施することが、モニタリングを効果的に実施するうえでは重要と考えられる。